

令和 7 年 5 月 29 日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	7
常任委員会委員の選任	7
日程の追加	7
議長辞職の件	8
議長の選挙	9
日程の追加	10
副議長の選挙	10
常任委員会委員の選任	11
議員提出議案の報告	12
議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
管理者提出議案の報告	13
管理者の挨拶	13
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
閉会	20

秩父広域市町村圏組合告示第 3 6 号

令和 7 年秩父広域市町村圏組合議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 2 2 日

秩父広域市町村圏組合

管理者 富 田 能 成

1. 期 日 令和 7 年 5 月 2 9 日（木）午前 1 0 時

2. 場 所 秩父市役所本庁舎 4 階議場

3. 付議議案

（1）議案第 8 号 専決処分について

（2）議案第 9 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（3）議案第 1 0 号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（4）議案第 1 1 号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

令和7年5月29日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会議事日程

令和7年5月29日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 議員提出議案の報告
- 第 7 議員提出議案第1号 秩父広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 管理者提出議案の報告
- 第 9 議案第 8号 専決処分について
- 第10 議案第 9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第11 議案第10号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

(開会 午前10時03分)

出席議員(16名)

1番	小松穂波	議員	2番	高野佳男	議員
3番	坂本勝幸	議員	4番	内田均	議員
5番	本橋貢	議員	6番	赤岩秀文	議員
7番	木村隆彦	議員	8番	小櫃市郎	議員
9番	宮原みさ子	議員	10番	関根修	議員
11番	若林光雄	議員	12番	四方田実	議員
13番	大島瑠美子	議員	14番	新井利朗	議員
15番	今井敏夫	議員	16番	高根保生	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

富田能成	管	理	者
清野和彦	副	管	理
黒澤栄則	理		事
大澤タキ江	理		事
森真太郎	理		事
濱田雅之	事	務	局
鈴木千野	会	計	管
加藤好一	消	防	長
北堀史子	水	道	局
本峯治彦	事	務	局
黒沢武徳	福	祉	局
千嶋浩	兼	会	保
岩田聡	総	合	調
鈴木和行	消	防	整
	事	務	署
	管	理	幹
	事	務	局
	秩	父	ク
	消	防	本
	危	機	管
			理
			次
			防
			長
			災
			監

浅	見		修	水工横	道務瀨	局事	課務	長所	兼兼
権	頭	義	典	水西	道秩	局父	次務	長所	兼長
引	間	宜	行	消総	防本	部務	専門	員兼	長
八	木		修	経	営	企	画	課	長

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩	書		記		長
柴	田	卓	也	書				記

午前 10 時 03 分 開会

○開会・開議

議長（新井利朗議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年5月秩父広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（新井利朗議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（新井利朗議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の失職及び辞職に伴い、新たに組合議会議員になりました坂本勝幸議員、宮原みさ子議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

（柴田卓也書記登壇）

柴田卓也書記 朗読いたします。

3 番 坂 本 勝 幸 議員 9 番 宮 原 みさ子 議員

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

○会議録署名議員の指名

議長（新井利朗議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

9 番 宮 原 みさ子 議員

10 番 関 根 修 議員

11 番 若 林 光 雄 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（新井利朗議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長(新井利朗議員) 次に、諸報告を行います。

まず、議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

5月9日付横瀬町選出の若林想一郎議員においては、組合議会議員を辞職したい旨の申出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

○常任委員会委員の選任

議長(新井利朗議員) 次に、議会閉会中に常任委員会委員の選任を行いましたので、ご報告いたします。

横瀬町選出の若林想一郎議員の議員辞職に伴い、5月9日付で横瀬町選出の宮原みさ子議員を厚生衛生常任委員会委員に、また秩父市選出の清野和彦議員の失職に伴い、5月16日付で秩父市選出の坂本勝幸議員を総務常任委員会委員に指名により選任したので、ご報告いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

(議長、副議長と交代)

副議長(赤岩秀文議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程の追加

副議長(赤岩秀文議員) ただいまの休憩中に議長の新井利朗議員から議長辞職願が提出されております。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

副議長(赤岩秀文議員) ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

○議長辞職の件

副議長（赤岩秀文議員） 地方自治法第117条の規定により、新井利朗議員の退席を求めます。

（14番 新井利朗議員退席）

副議長（赤岩秀文議員） それではまず、書記に辞職願を朗読いたさせます。

（柴田卓也書記登壇）

柴田卓也書記 ……（朗読）……

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和7年5月29日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 新 井 利 朗

秩父広域市町村圏組合議会

副議長 赤 岩 秀 文 様

副議長（赤岩秀文議員） お諮りいたします。

新井利朗議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、新井利朗議員の議長の辞職を許可することに決しました。

新井利朗議員の入場を求めます。

（14番 新井利朗議員入場）

副議長（赤岩秀文議員） ただいま新井利朗議員の議長辞職について許可がなされました。

新井利朗議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（14番 新井利朗議員登壇）

14番（新井利朗議員） こんにちは。2年前の令和5年5月の臨時議会におきまして議長という大役を仰せつかりまして、皆様方の温かいご理解とご協力によりまして無事職責を果たすことができました。本当にありがとうございました。

この議会は、非常に秩父郡市の住民の大切な議会でございます。生活を守る上での大切な議会がありますので、これからも議員として精進していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。本当にご協力ありがとうございました。

副議長（赤岩秀文議員） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長の選挙

副議長（赤岩秀文議員） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。被選挙人の指名については、今井敏夫議員において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、今井敏夫議員において指名することに決しました。

それでは、15番、今井敏夫議員、推薦をお願いいたします。

15番（今井敏夫議員） ただいま指名をいただきました15番、今井敏夫でございます。議長につきましては、秩父市議会選出の赤岩秀文議員を推薦いたします。議員各位のご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

副議長（赤岩秀文議員） ただいま今井敏夫議員から指名をされました不肖私、赤岩秀文を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいただきました赤岩秀文が議長に当選をいたしました。

私、赤岩秀文が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、自らに告知をいたします。

私から演壇でご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

（6番 赤岩秀文議員登壇）

6番（赤岩秀文議員） 皆様、ただいまご推薦、またご同意を賜りまして、秩父広域市町村圏組合議会の議長に就任いたしました秩父市選出の赤岩秀文でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この広域市町村圏組合でございますけれども、事業もだんだんと増え、そして予算額も拡大をしているところでございます。私は議長としまして、この広域市町村圏組合議会、良識のある議会、

良識を持って議論をすることがこの秩父地域の住民の皆さんの幸福につながるものと信じております。議会は是々非々で行うものということでございます。ぜひ皆さん、いいものはいい、悪いものは悪いということで、様々なご意見を持ち寄って審議をしながら、この秩父地域の住民の皆さんの幸福につながるような議会を目指していただければと思います。

私も全身全霊をもって良識ある議会をつくり上げるために粉骨砕身してまいっている覚悟でございますので、どうぞ皆様よろしくお願いいいたします。また、当局の皆様におかれましても、ぜひ今後ともよろしくお願いを申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○日程の追加

議長（赤岩秀文議員） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長の選挙

議長（赤岩秀文議員） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、副議長には16番、高根保生議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました16番、高根保生議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高根保生議員が副議長に当選されました。

当選された高根保生議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

16番、高根保生議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

(16番 高根保生議員登壇)

16番（高根保生議員） 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました16番、高根保生でございます。ただいま就任いたしました議長の赤岩さんの足手まといにならぬよう精いっぱいお力添えをしていきたいと思っております。

これから水道料金の値上げ等、難題を抱えてございますが、皆様方のご協力をいただきまして、よりよい議会運営ができればいいなと思っておりますので、ひとつ今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○常任委員会委員の選任

議長（赤岩秀文議員） 次に、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、総務常任委員会委員に

2番 高野佳男議員	3番 坂本勝幸議員	5番 本橋貢議員
8番 小櫃市郎議員	9番 宮原みさ子議員	12番 四方田実議員
13番 大島瑠美子議員	15番 今井敏夫議員	

以上8名を選任いたします。

厚生衛生常任委員会委員に

1番 小松穂波議員	4番 内田均議員	6番 赤岩秀文
7番 木村隆彦議員	10番 関根修議員	11番 若林光雄議員
14番 新井利朗議員	16番 高根保生議員	

以上8名をそれぞれ指名いたします。

なお、ただいま選任いたしました各常任委員は、次の休憩中に委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選をいただき、その結果を議長までご報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

議長（赤岩秀文議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告をいたします。

総務常任委員会委員長 四方田 実議員 副委員長 高野 佳男議員

厚生衛生常任委員会委員長 小松 穂波議員 副委員長 新井 利朗議員

以上のとおりであります。

○議員提出議案の報告

議長（赤岩秀文議員） 次に、議員から議案の提出がありますので、ご報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） これより議員提出議案第1号を議題といたします。

提出者に説明を求めます。

12番、四方田実議員。

（12番 四方田 実議員登壇）

12番（四方田 実議員） 12番、四方田実でございます。議員提出議案第1号 秩父広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、引用項番号の繰下げに対応するとともに、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、第53条から第55条までの規定中、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

議員の皆様方におかれましては、提出議案にご賛同を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

議長（赤岩秀文議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○管理者提出議案の報告

議長（赤岩秀文議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（赤岩秀文議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(富田能成管理者登壇)

富田能成管理者 議員の皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言管理者として発言をさせていただきたいと存じます。

まず、去る5月25日の日曜日に開催されました第75回全国植樹祭、すばらしいイベントになったと思います。皆様、大変お疲れさまでした。このイベントを通じて得られたレガシー、具体的には経験や知見や気づきやつながりといったものをこれからの行政運営にしっかり生かしていきたいなと感じているところでございます。皆さん、大変お疲れさまでした。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素から本組合の事務事業の推進に当たりましてご尽力を賜っておりますことに心から厚く御礼を申し上げます。

去る5月15日の組合理事会におきまして、理事の皆様方のご賛同を賜り、本組合の管理者に就任させていただくことになりました。また、副管理者には、新たに5月1日、秩父市長に就任された清野和彦市長が選任されたところでございます。

さて、当組合は昭和45年の発足以来55年目を迎えますが、この間私たちの秩父地域を取り巻く環境は大きく変化しました。そして、組合の業務の範囲はますます広がってきています。当組合の重

要度はますます増してきていると言えます。

当圏域では、著しい人口減少や高齢人口比率の増加など、ますます困難な状況を迎えているところですが、組合で行っておりますごみの収集及び処理、消防や火葬、水道、し尿処理など11の事業は、圏域住民のために欠かすことのできない事業であります。今後も構成市町と連携を図りながら山積する課題に対応してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には格別なご指導、ご鞭撻を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

さて、し尿処理事業につきましては、清流園、溪流園、小鹿野し尿処理センターの3施設が抱える施設の老朽化、処理量の減少、処理効率の低下の問題を解決するため、組合圏域内の施設を統合した汚泥再生処理センターを整備し、事業の合理化、持続可能な処理体制の構築を目指すことを目的として、令和6年度末に汚泥再生処理センター施設整備基本計画を作成いたしました。し尿処理を含む一般廃棄物の処理は市町村の責務であり、生活環境の保全、公衆衛生の向上を引き続き進めていかなければなりません。

新施設につきましては、候補地の確定や処理方法、施設規模など重要で難しい課題が目前にありますので、総力を挙げてしっかり取り組むよう指示をいたしました。議員各位におかれましても、重要かつ喫緊の課題としてご認識をいただき、し尿処理事業について、既存施設での処理が滞りなく継続できることはもとより、新施設建設に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、水道事業につきましては、先日の全員協議会で担当よりご説明をさせていただきましたとおり、施設面、財政面の喫緊の課題へ対応するため、料金改定が与える影響を考慮し、平均改定率36.1%とした料金改定の方向性を定めさせていただきました。令和8年4月の料金改定に向け、住民説明会を実施するなど、できる限り広報広聴活動を行ってまいりたいと存じます。

水道ビジョンにつきましては、事業統合から10年が経過することに伴いまして、令和8年度以降についての基本構想、基本計画、計画戦略について新たな水道ビジョンを策定することといたしました。現在進めております料金改定と並行して検討しております。広域化事業を着実に進めることはもちろんのこと、議員の皆様をはじめ様々な方面の皆様からのお力添えをいただきながら、秩父地域の水道事業を持続可能なものにするためにしっかり検討してまいりたいと存じます。

このたび新たに組合議会議員となられました秩父市議会選出の坂本勝幸議員、横瀬町議会選出の宮原みさ子議員には、組合行政の推進に当たりご指導をいただきたいと存じます。また、ただいま議長に秩父市議会選出の赤岩秀文議員が、副議長には小鹿野町議会選出の高根保生議員が選出されるとともに、正副常任委員長もそれぞれご選任をいただきました。今後も組合議会の円滑な運営のためご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要について説明をさせていただきます。本日臨時会でご審議いただきます議案は4件でございます。

まず、議案第8号は専決処分でございますが、3月31日付で専決処分いたしましたので、議会の承認を得たいものでございます。

議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、当該罰則を規定する条例の文言を一括して整理するため、所要の条例を整備したいものでございます。

議案第10号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年2月13日の秩父広域市町村圏組合議会令和7年2月定例会において議決をいただきました同条例の一部を改正する条例に改正漏れが生じたため、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第11号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきましては、議会選出の監査委員について、令和7年5月1日付で辞職願が提出されたことから、不在となっておりますので、後任の委員を議会の同意を得て選任したいものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当から説明させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、市町の6月議会を控え、何かとご多忙な時期だと存じますが、議員各位におかれましては一層健康にご留意をいただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げ、管理者の挨拶とさせていただきます。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） これより議案審議に入ります。

議案第8号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（濱田雅之事務局長登壇）

濱田雅之事務局長 議案第8号 専決処分について、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。本案は、令和6年5月31日に公布されました育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部が令和7年4月1日に施行されることに伴いまして、所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

3 ページを御覧ください。第 1 条の秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。まず、第 8 条の 4 におきまして、職員が請求した場合に超過勤務の制限となる子の範囲を 3 歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものでございます。

続いて、第 14 条第 2 項第 16 号では、子の看護休暇について、子の看護のためだけでなく、入園や卒園などの子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも休暇を取得できるよう、取得要件を拡充するものでございます。

また、第 15 条第 1 項及び第 18 条の 2 並びに第 18 条の 3 につきましては、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供や、研修等の開催や相談窓口の設置等の環境整備などの介護離職防止のための仕事と介護両立支援制度等に関する規定を新たに追加するものでございます。

次に、第 2 条の秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。4 ページを御覧ください。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正法によりまして、非常勤の地方公務員の介護時間の取得規定が明文化されたことに伴い、第 21 条第 3 項中の引用条文を改正するものでございます。

附則でございますが、1 項で条例の施行日を法律の施行に合わせて令和 7 年 4 月 1 日とするものでございます。2 項につきましては、第 1 条による改正後の規定による時間外勤務の制限請求について、この条例の公布後、施行日前においても当該請求を行うことができる旨の準備行為としての経過措置を規定するものでございます。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（赤岩秀文議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 36 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） 次に、議案第9号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（濱田雅之事務局長登壇）

濱田雅之事務局長 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。本案は、令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が本年6月1日に施行されることに伴い、当該罰則を規定する条例の文言と同法の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と同様な経過措置を設けるため、一括して整理するものでございます。該当する条例は、秩父広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例及び秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の3つの条例となります。

改正の内容でございますが、禁錮の刑、禁錮の文言を拘禁刑に改める条例が第1条の秩父広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正及び第2条の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正の2つの条例となります。次に、懲役の文言を拘禁刑に改める条例が第3条の秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でございます。

附則につきましては、1項で施行日を法律の施行日に合わせて令和7年6月1日とし、2項及び3項に本条例の施行前にした行為に対する罰則の適用等に関する経過措置を、4項及び5項に欠格情報等の人の資格に関する規定の適用についての経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第9号の説明を終了いたします。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（赤岩秀文議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長（赤岩秀文議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） 次に、議案第10号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(濱田雅之事務局長登壇)

濱田雅之事務局長 議案第10号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。本案は、去る2月の議会定例会におきまして、令和6年度人事院勧告に基づき所要の改正を行いたいため、議案上程をし、ご可決をいただきました改正条例に改正漏れがありましたので、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の支給の基となる第15条の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を、地域手当が支給対象となったため、給料の月額に地域手当の月額を加算し、算出することに改めるものでございます。

附則につきましては、施行日を公布の日からとし、令和7年4月1日から適用したいものでござ

います。

以上で議案第10号の説明を終了いたします。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（赤岩秀文議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） 次に、議案第11号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番、関根修議員の退席を求めます。

（10番 関根 修議員退席）

議長（赤岩秀文議員） それでは、当局に説明を求めます。

管理者。

（富田能成管理者登壇）

富田能成管理者 議案第11号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

組合監査委員のうち組合議会議員の監査委員につきましては、秩父市議会選出の小櫃市郎議員に

務めていただいておりますが、令和7年5月1日付で辞職願が提出されたことから、現在不在となっております。つきましては、後任に横瀬町議会選出の関根修議員を議会の同意を得て選任したため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、提案をするものでございます。関根修議員の住所、生年月日等は、議案書に記載のとおりでございます。

以上で議案第11号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（赤岩秀文議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第11号はこれを同意することに決しました。

10番、関根修議員の入場を求めます。

（10番 関根 修議員入場）

○閉会の宣告

議長（赤岩秀文議員） 以上で今期臨時会の議事は全て終了いたしました。

これをもって秩父広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時58分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年5月29日

議長	赤	岩	秀	文
前副議長				

前議長	新	井	利	朗
-----	---	---	---	---

署名議員	宮	原	み	さ	子
------	---	---	---	---	---

署名議員	関	根		修
------	---	---	--	---

署名議員	若	林	光	雄
------	---	---	---	---

